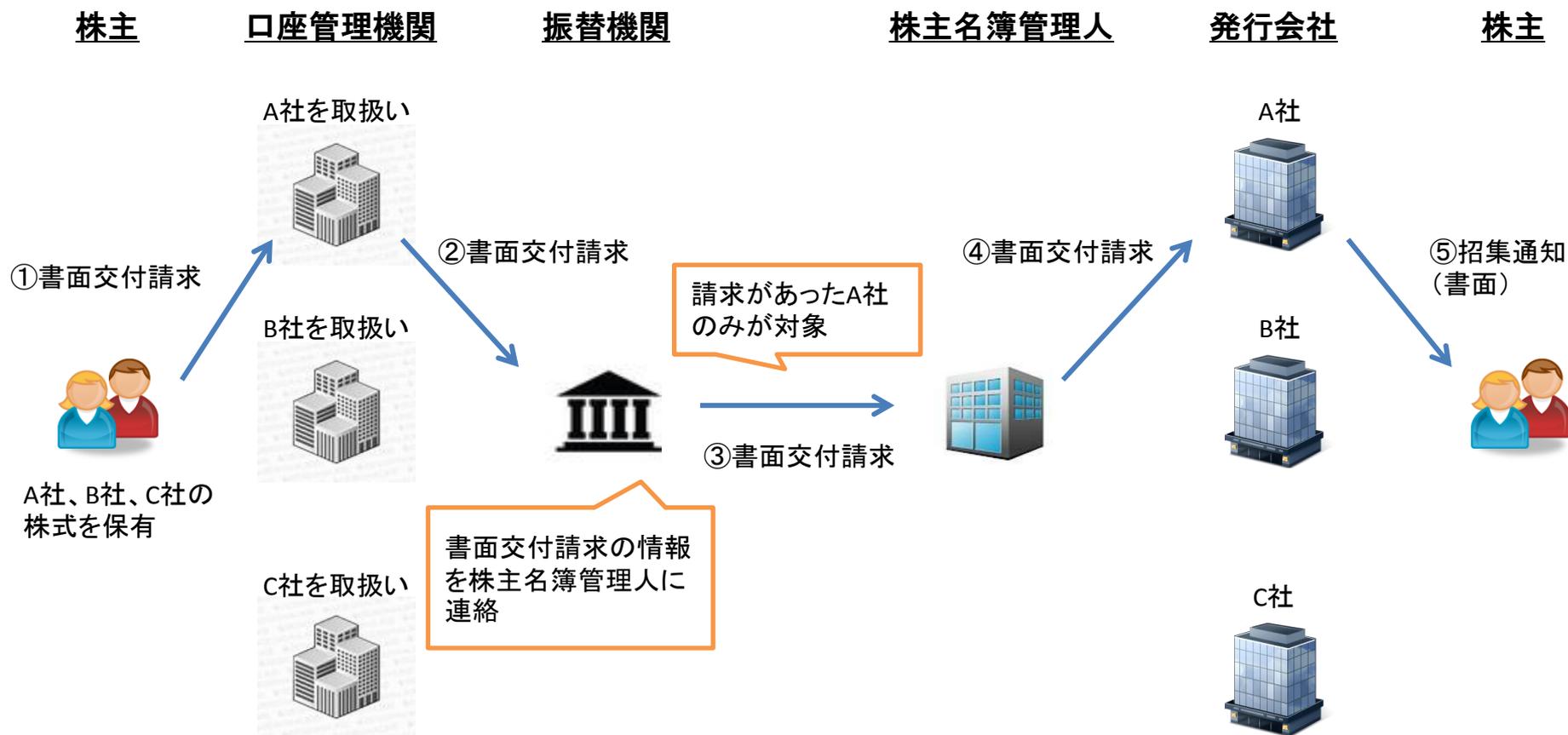


書面交付請求に係る事務フローについて

一般社団法人 信託協会
会長会社 三井住友信託銀行株式会社

1.書面交付請求のフローイメージ(A案)

①書面交付請求実施時点



概要

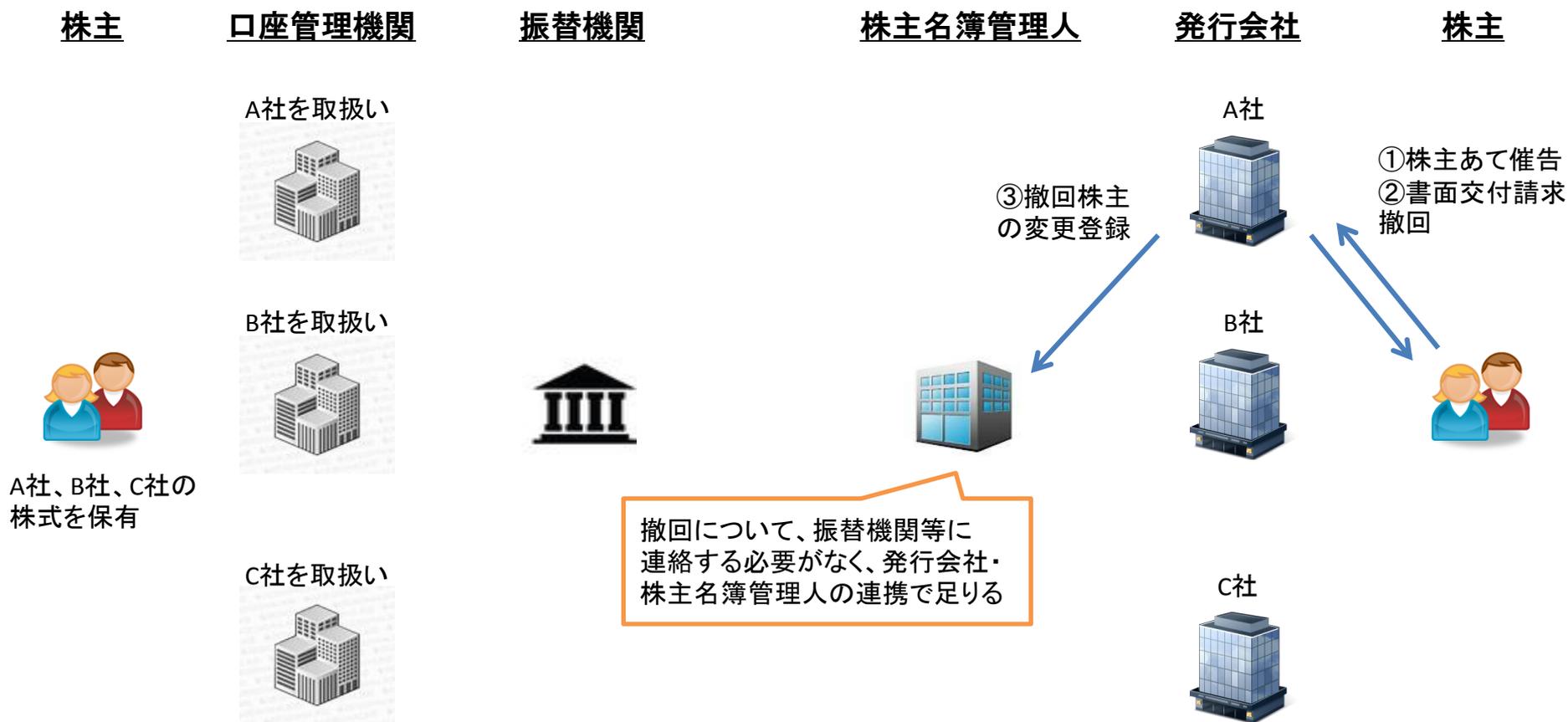
- ・株主は書面による招集通知の送付を希望する全ての銘柄について、書面交付請求を実施する必要
- ・期中株主（振替口座簿上の株主であるにすぎない者）は振替口座を開設した口座管理機関を經由して書面交付請求を実施（発行会社（株主名簿管理人）で把握ができないため）。株主名簿に記載された株主は、発行会社（株主名簿管理人）に直接請求することも可能

検討点

- ・直接請求の場合における本人確認の方法は実務者における検討の必要

1.書面交付請求のフローイメージ(A案)

②株主に対する催告実施時点



概要

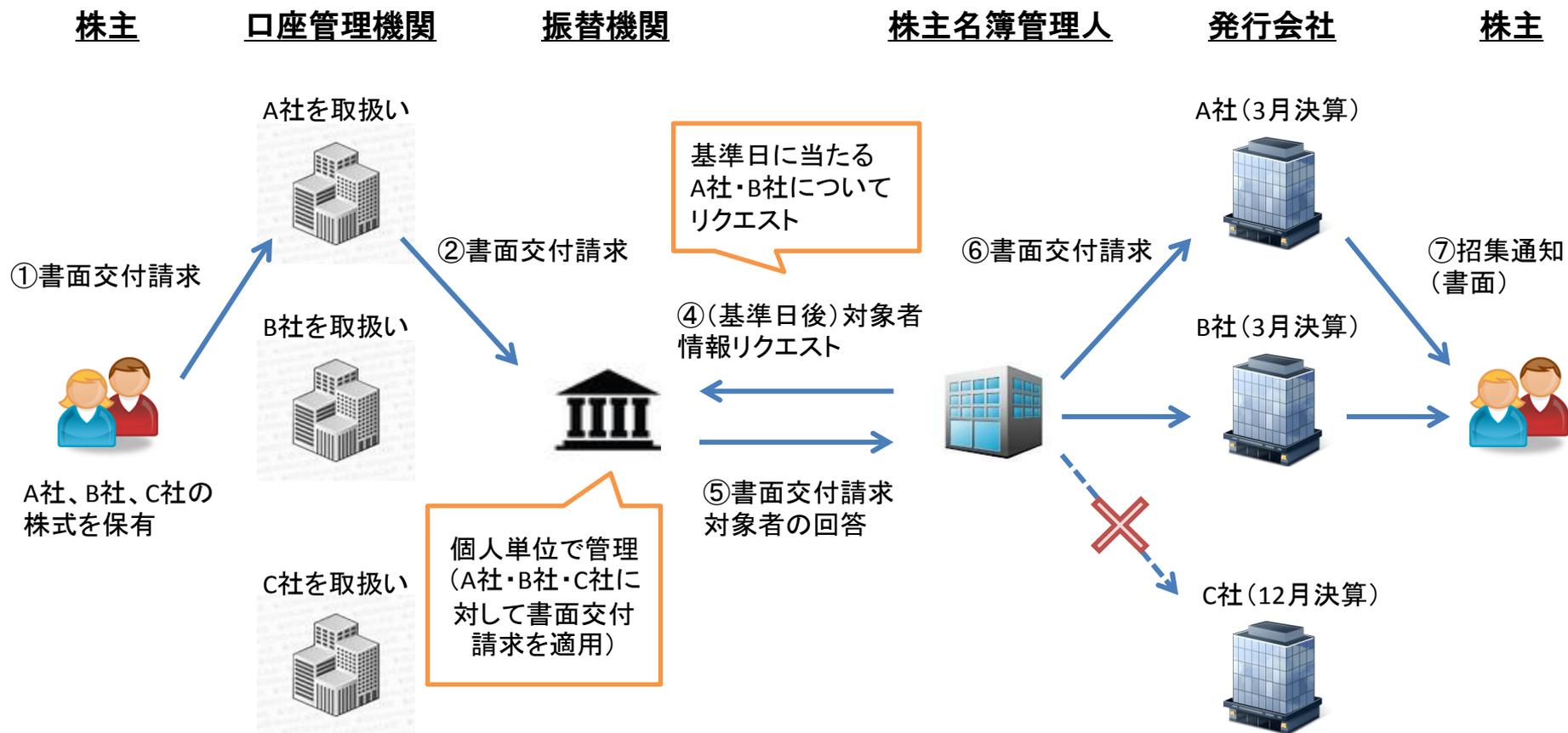
- ・ 書面交付請求に関する情報は、発行会社（株主名簿管理人）が催告が可能となる時期や撤回がなされた株主を把握すれば足りる
- ・ 口座管理機関側に書面交付請求中止の手続きがあった場合、振替機関を経由して株主名簿管理人に連絡することで随時把握可能

検討点

- ・ 催告が可能となる時期の把握のためには株主名簿管理人においてシステム改修の必要が生じる

2.書面交付請求のフローイメージ(B案)

①書面交付請求実施時点（3月末におけるフロー）

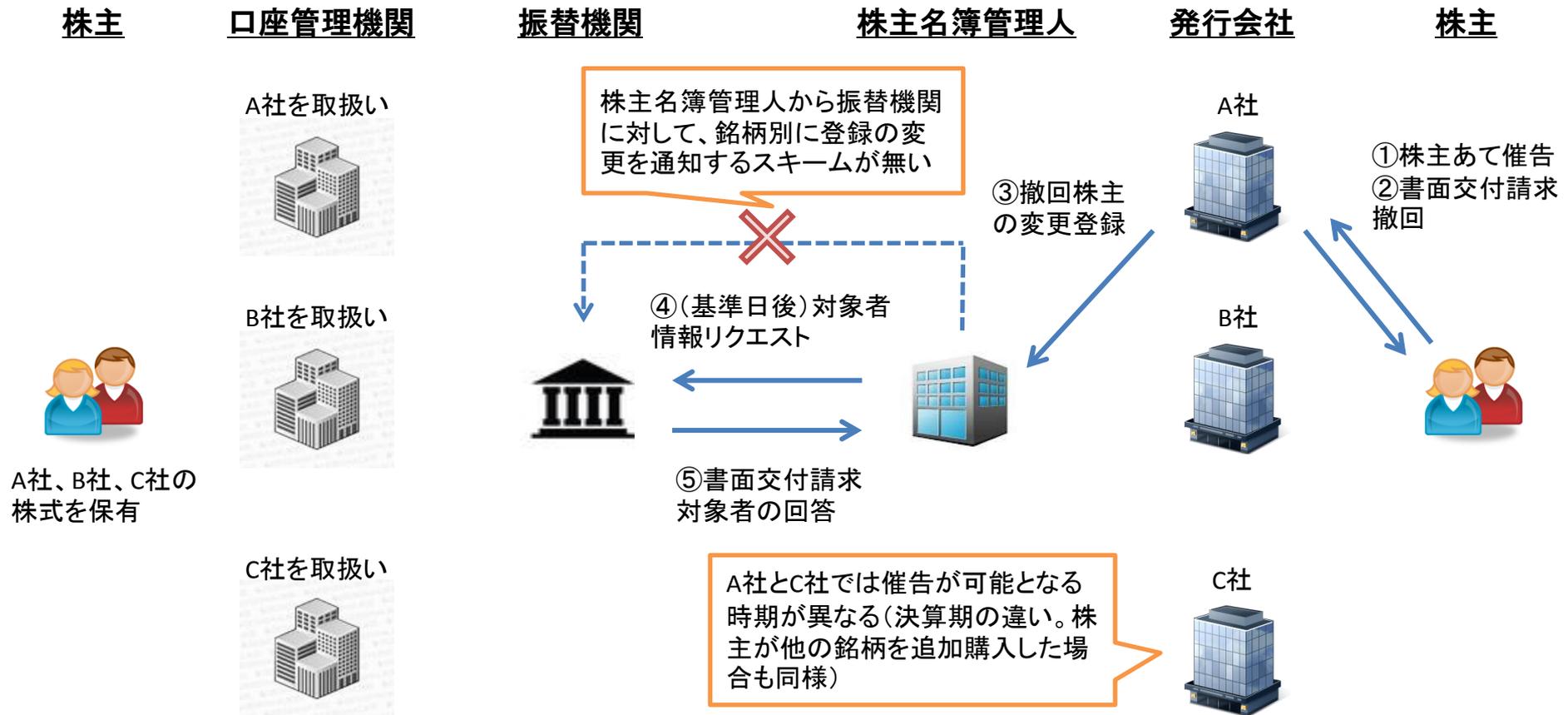


概要

- ・株主は1つの口座管理機関に書面交付請求を行うことで、保有する全ての銘柄に適用を受ける
- ・株主名簿管理人が振替機関に対して対象者のリクエストを行うのは基準日に該当する銘柄のみ
- ・基準日の都度リクエストを行い、対象者の情報を更新

2.書面交付請求のフローイメージ(B案)

②株主に対する催告実施時点（催告に係る規律を設けることの検討）



検討点

- ・ 全銘柄を横断で処理することとする場合、銘柄の基準日や購入時期によって、書面交付が受けられる時期が極端に短くなる可能性が生じる
- ・ 書面交付請求の撤回は銘柄ごとに実施する必要があるとした場合、振替機関においても書面交付請求の要否を銘柄別に管理する必要。株主名簿管理人から銘柄別に登録の変更の通知を行うスキームを含め、現行業務では想定されていない
- ・ 口座管理機関に対して株主が撤回請求をした場合、会社側は次回リクエスト時まで把握できない